

2015年12月2日
弁護士 栗原 正一

NTLO REVIEW 第23回
～マイナンバー法のポイント～

2015年10月5日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が施行されました。2016年1月1日から行政事務等において個人番号（マイナンバー）の利用が開始されます。特に注意すべきポイントをご説明します。

1. マイナンバー法は個人情報保護法の「特別法」です

マイナンバーをその内容に含む個人情報である「特定個人情報」の取扱いには、マイナンバー法のほか、個人情報保護法が適用されます。また、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（特定個人情報保護委員会。以下「マイナンバー・ガイドライン」）のほか、「個人情報保護法に関するガイドライン」（経産省など）を参照する必要があります。

2. マイナンバー法は全ての事業者に適用されます

現行の個人情報保護法は、5001人以上の個人情報を取り扱う事業者である「個人情報取扱事業者」のみに適用されます。しかし、マイナンバー法は全ての事業者に適用されます。なお、2015年9月に成立した改正個人情報保護法により、個人情報保護法は5000人以下の個人情報を取り扱う事業者にも、2017年1月～8月頃には適用される見込みです。

3. マイナンバーの提供を求められる場合が限定されています

「何人も…（法律で）提供を受けることができる場合の除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない」と規定されています（15条）。法律で提供を受けることができる場合とは、主に、社会保障（年金、雇用保険、医療保険、介護保険、生活保護等）と税務（確定申告、税務上の申告・届出・調書等）です。

4. マイナンバーの提供を求められる時期が制限されています

事業者がマイナンバーの提供を受けることができるのは、「事務を処理するために必要があるとき」に限定されています（14条）。したがって、マイナンバーを必要とする事務が具体的に発生しているか、発生が確実に予想される場合のみ提供を受けることができます。

5. マイナンバーの提供を受ける際は「本人確認」が必要です

「個人番号の提供を受けるときは、本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければなりません」（16条）。本人確認とは、「番号確認」と「身元確認」です。典型的な確認方法は、a) 個人番号カードか、b) 通知カード+運転免許証、あるいは

c) 個人番号表示の住民票の写し+運転免許証の提示です。

6. 「法人番号」は自由に利用できます

法人・団体を識別するための番号として、国税庁が指定する「法人番号」(58条)には、取得、利用等に法的な規制はありません。したがって、法人番号を得意先の管理番号として利用するなど、自由に利用することができます。

7. マイナンバーは法律で定められた範囲でしか利用できません

マイナンバーは法律が定めた範囲内でのみ利用することが可能であり(9条)、かつ、あらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければなりません(個人情報保護法15条)。たとえ本人の同意があっても、法律が定めた範囲を超えて利用することはできません。

8. 特定個人情報を提供できる場合が限定されています

「何人も、(法律の規定)に該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない」とされています(19条)。また、特定個人情報については、オプトアウトによる提供(個人情報保護法23条2項)や共同利用による提供(同23条4項3号)は認められていません。

9. 法律で認められた範囲内でのみ「特定個人情報ファイル」を作成できません

特定個人情報を含むデータベース等である「特定個人情報ファイル」は、法律で認められた範囲で、かつマイナンバーの利用が必要な場合のみ作成することができます(28条)。したがって、従業員を管理するための社員番号などに利用することはできません。

10. 法律で認められた場合のみマイナンバーを保管することができます

マイナンバーを利用する事務を処理する必要がある場合に限ってマイナンバーを保管することができます(20条)。したがって、所管法令で定められた保存期間を過ぎるなど、保管する必要がなくなった場合には、マイナンバーを廃棄又は削除しなければなりません。

11. 安全管理措置が必要です

マイナンバーや特定個人情報の漏えいを防止するため、安全管理措置を講じる必要があります。マイナンバー・ガイドラインなどを参照にして、安全管理措置を講じることになります。

マイナンバー法制の詳細は、関連諸法令や特定個人情報保護委員会の規則等に委ねられています。また、マイナンバー・ガイドラインも公表されています。それらに沿ったマイナンバーの取扱いが求められています。

以上